

警固公園地下への福岡アジア美術館の施設拡充に係る基本設計業務委託

公募型プロポーザル説明書

目次

1	公募型プロポーザル実施の背景・目的	・・・	1
2	公募の概要	・・・	2
3	参加資格	・・・	4
4	募集及び選定スケジュール	・・・	7
5	審査の概要	・・・	8
6	手続き等について	・・・	11
7	一次審査提案書等の提出について	・・・	13
8	二次審査提案書等の提出について	・・・	14
9	質問の受付及び回答	・・・	14
10	委託契約	・・・	15
11	その他の留意事項	・・・	16

I 公募型プロポーザル実施の背景・目的

福岡アジア美術館（以下「アジア美術館」という。）は、アジアの近現代美術作品を系統的に収集する世界に唯一の美術館として、1999（平成11）年3月に開館した。

これまでの活動によって、当館のコレクションは市民の貴重な財産となっているが、一方で、開館から25年以上が経過し、設備の老朽化や、展示・収蔵スペース不足、気軽に立ち寄れる場所としての認識不足といった課題が出てきている。このため、アジア美術館では、2023（令和5）年度より魅力向上に向けた検討を進めており、これまでの活動や蓄積を継続し、さらに磨きをかけて魅力向上を図るため、施設拡充を行うこととした。

その実現に向けて、アジア美術館の現状や課題を整理するとともに、施設整備や管理・運営の考え方を「福岡アジア美術館 施設拡充等基本計画」として取りまとめ、アジア美術館の魅力向上の基本的な方針を示した。

<魅力向上の基本的な方針>

アジア美術と出会い、その問いかけから、自分と世界を見つめる美術館
交流を通じて、アジア美術の発展と福岡市の都市の魅力向上に貢献する美術館

基本計画に基づき、天神の中心に位置する警固公園地下へアジア美術館の活動の中心として展開することで、福岡の新たな顔として、子どもから大人まで、より多くの市民や国内外の観光客が気軽に訪れ、アジア美術と出会い、楽しむ場となることを目指す。さらには、美術館の活動を通じて、アジアのアーティストと市民、美術関係者との交流を促進し、アーティストの成長とアジア美術の発展に一層貢献する。

天神地区は、九州、福岡における屈指の商業、業務集積地であり、鉄道やバス網の起点となる交通の要衝でもあることから、九州はもとより国内外から多くの人が訪れる。また、近年、福岡市は当地区において、規制緩和を活用し、先進的なビルへの建替えを促す、官民連携のまちづくり「天神ビッグバン」を推進しており、建替えにあわせ、水辺や緑、文化芸術、歴史などが持つ魅力にさらに磨きをかけ、多様な個性や豊かさを感じられ、多くの市民や企業から選ばれるまちづくりを進めている。

その天神の中心部に位置する警固公園は、都心の真ん中にある緑のオープンスペースであり、憩いや賑わい、回遊性向上に資するとともに、災害時の一時避難場所としての機能など、様々な役割を担い、多くの市民や来街者に利用されている。これらを踏まえ、現公園が有する機能を確保しつつ、美術館と公園との一体的な魅力向上を図ることを目指す。

整備にあたっては、公園との一体化や象徴的なエントランスをはじめとする建築の意匠性、アートを感じられる屋外空間の創出、既存構造物の再利用、地下空間特有の浸水対策や災害対応など、多様な課題への対応や十分な配慮が求められる。

本プロポーザルは、基本計画を実現することができる設計者を選定するため、公募型プロポーザル方式により広く提案を求めるものである。設計者には、これらの課題や事業の特殊性を十分に理解したうえで、優れた技術力と創造力をもって課題解決に取り組むとともに、アジア美術館の持続的な魅力向上に資する提案を期待する。また、福岡市や関係者と十分な意思疎通を図り、利用者や関係者の意見を柔軟に取り入れながら、設計を具体化していく姿勢と力量を求めるものである。

2 公募の概要

(1) 対象業務

警固公園地下への福岡アジア美術館の施設拡充に係る基本設計業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

本業務は、警固公園地下の旧駐車場の構造躯体を活用しながら、美術館へ増改築するために必要な基本設計を行うものである。「福岡アジア美術館 施設拡充等基本計画」（以下「基本計画」という。）等に基づき設計を行う。詳細については、以下を参照。

- ・ 契約書（案）（別紙1）
- ・ 仕様書（案）（別紙2）
- ・ 基本計画は、以下のホームページを参照すること。

＜福岡アジア美術館の魅力向上の検討について＞

https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/faam-miryoku/shisei/ajibi_miryokukoujou.html

- ・ その他参考資料

提案参考資料（諸室構成・仕様等）（別紙3）

※提案参考資料に掲載の事項は、提案にあたって必要な機能等の参考及び留意すべき事項等を示すものである。

(3) 選定方式

公募型プロポーザル方式

(4) 拡充先の概要

① 計画地の概要

所在地	福岡市中央区天神2丁目2番地
土地面積	11,380 m ² （うち公園面積11,156 m ² ）
公園種別	近隣公園
開園年度	1951（昭和26）年（再整備：2012（平成24）年12月）
前面道路	北側及び東側：天神14号線（最大幅員：約4.0m、最小幅員：約3.5m） 西側：警固公園通り（天神15号線） （最大幅員：約15.5m、最小幅員：約12m）

※最新の土地利用上の法令等の条件については、以下のホームページ等により確認すること。

＜福岡市 Web マップ＞<https://webmap.city.fukuoka.lg.jp/fukuoka/Portal>

② 旧警固公園地下駐車場の概要

竣工年	1966（昭和41）年
構造・基礎	鉄筋コンクリート造・べた基礎
階数	地上1階 地下2階
建築面積・延床面積	建築面積：約142 m ² 延床面積：約10,916 m ²

③ 警固公園の災害想定

地 震	想定震度予測：最大震度 6 強 (福岡市「揺れやすさマップ」より)
津 波 浸 水	被害想定対象外 (福岡市「高潮ハザードマップ」より)
河川洪水・内水被害	河川洪水：天神自転車駐車場側 0.5～1.0m 駐車場出入口側浸水深 1.0～2.0m の範囲 内水：浸水した場合に想定される水深 0.5m 未満 (福岡市「洪水ハザードマップ」より)
高 潮 被 害	高潮による浸水深 3.0m 以上 (福岡市「高潮ハザードマップ」より)
土 砂 災 害	被害想定対象外 (福岡市「土砂災害ハザードマップ」より)
避 難 場 所 指 定	地上公園部は災害の種別により指定緊急避難場所に指定 (福岡市「総合ハザードマップ」より)

(5) 本業務の履行期間（予定）

契約締結の翌日から 2028（令和 10）年 2 月 29 日まで

(6) 本業務の委託費に係る見積上限価格

1 億 9,198 万円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

(7) 目安となる工事費（参考値）

約 140 億円程度（消費税及び地方消費税を含む。）

※近年の国内美術館の整備事例を参考に、都心部公園にある地下駐車場の活用といった本事業の特殊性を勘案し、令和 8 年 3 月時点での工事単価及び想定床面積等を用いた概算額（公園等の周辺整備に係る費用は除外）である。

※物価上昇等の外的要因に加え、今後の具体的な設計や施工計画の検討において変更となる可能性があり、基本設計の中で、選定した設計者とともに工事費を積算していく。

(8) 事務局

福岡市 経済観光文化局 アジア美術館 魅力向上検討担当

所在地：〒812-0027 福岡市博多区下川端町 3-1 リバレインセンタービル 8 階

T E L : 092-263-1107 F A X : 092-263-1105

電子メールアドレス：

miryokukoujou.GAPB@city.fukuoka.lg.jp（1 通につき容量 20MB まで）

ホームページ URL：

https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/faam-miryoku/business/ajibi_kego_kihonsekkei.html

3 参加資格

(1) 参加者の構成

参加者は、①単体の企業、②複数の企業により結成された設計共同企業体（以下「設計共同企業体」という。）のいずれかとする。

本プロポーザルは、意匠分野を主とし、構造、機械設備、電気設備、ランドスケープ分野を含む体制による一括提案及び一括契約とする。なお、参加者1者につき1提案に限る。

参加者は、本業務の一部を別途設計事務所に協力事務所として依頼し、体制を組むことができる。協力事務所とは、参加者（設計共同企業体の場合はその構成員）以外の者であって、専門分野において技術の提供等を行う事務所をいう。なお、同一の協力事務所が複数の参加者の協力事務所となることは妨げない。

ただし、参加者（設計共同企業体の場合はその構成員）は、他の参加者の構成員又は協力事務所として重複して参加することは認めない。

(2) 設計共同企業体の要件

設計共同企業体は、以下の要件を満たし結成すること。

- ・ 構成員が5者以下であること。
- ・ 構成員の最低出資比率が原則として均等割の100分の75以上であること。
- ・ 構成員のうち代表者（以下「代表構成員」という。）は、本業務全体について総合的な責任を負い、出資比率は構成員中最大であること。
- ・ 構成員が、他の参加者（設計共同企業体の場合はその構成員）又は協力事務所として本プロポーザルに参加していないこと。

(3) 参加資格要件

① 単体の企業による参加の場合

次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければ、本プロポーザルに参加することができない。

ア 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

イ 本プロポーザルの公示日から二次審査で最も得点が高い者を最も適した設計者として選定し、当該設計者を契約候補者として決定した日（契約候補者がなかったときは、本プロポーザルの終了を宣言した日）までの間に、福岡市（以下「市」という。）から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

ウ 本プロポーザルの公示日から契約候補者決定の日（契約候補者がなかったときは、本プロポーザルの終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

エ 福岡市税を滞納していない者であること。

オ 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

カ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）

く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- キ アジア美術館施設拡充に係る基本設計提案評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価委員と資本面又は人事面において、密接な関係がある者ではないこと。「資本面又は人事面において、密接な関係がある者」とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

(ア) 資本面において密接な関連がある者

評価委員が参加者（設計共同企業体の場合はその構成員）の発行済株式総数の 100 分の 50 を越える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を越える出資をしている場合。

(イ) 人事面において密接な関連がある者

評価委員が参加者（設計共同企業体の場合はその構成員）の役員（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 329 条第 1 項の規定による役員をいう。ただし、社外取締役及び社外監査役の場合を除く。以下同じ。）を兼ねている場合。

なお、参加者（設計共同企業体の場合はその構成員）が「アジア美術館施設拡充に係る基本設計提案評価委員会に関する要綱」第 9 条（除斥）に規定する利害関係を有するときは、当該評価委員は同要綱第 3 条の事項について審議に加わることができない。

- ク 本プロポーザルの支援業務に関係している以下の者又は以下の者と資本面又は人事面で関連をする者ではないこと。また、本プロポーザルの支援業務の一部を再委託された者ではないこと。

- ・三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社（東京都港区虎ノ門五丁目 11 番 2 号）
- ・株式会社東畑建築事務所（大阪府大阪市中央区高麗橋二丁目 6 番 10 号）

なお、「資本面又は人事面において関連を有する」とは、キの（ア）、（イ）のいずれかに該当する場合をいう。

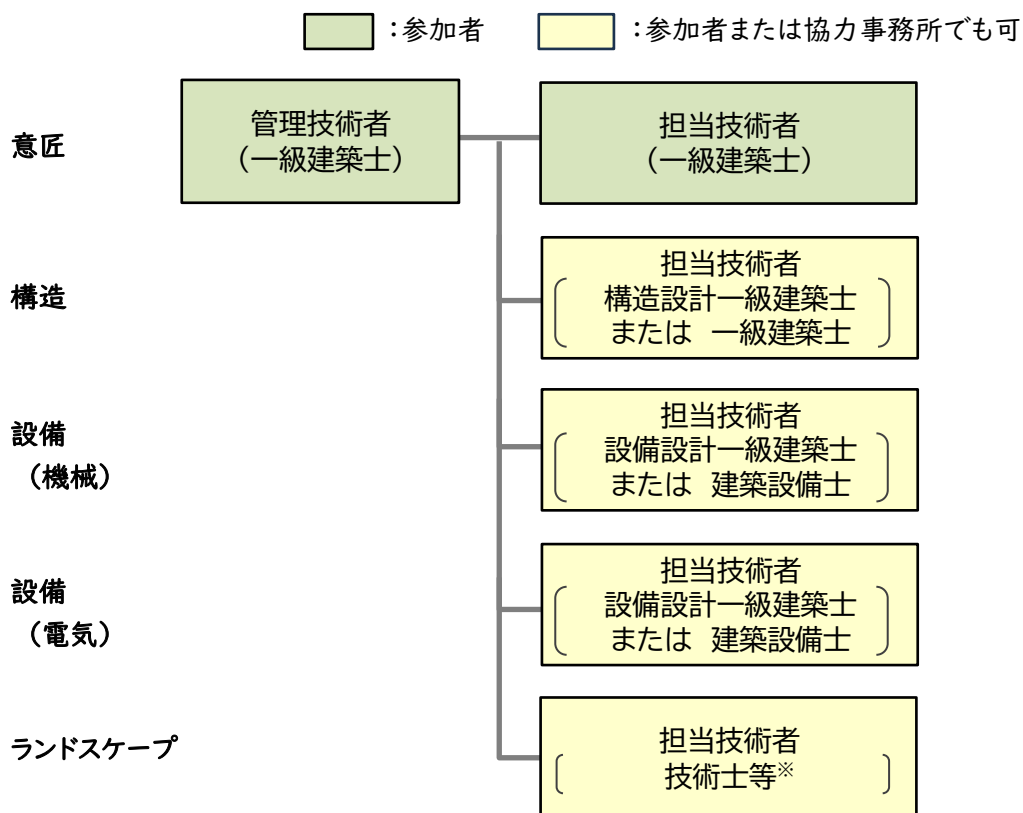
- ケ 本プロポーザルの公示日現在、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）（以下「建築士法」という。）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所（以下「一級建築士事務所」という。）の登録を受けたものであること。

- コ 2015（平成 27）年 4 月 1 日から参加表明書の提出日までに、延床面積 1,000 ㎡以上の新築、増築又は改築（増築又は改築に係る部分の延床面積が 1,000 ㎡以上であること）の基本設計又は実施設計業務の履行を完了し、当該施設が完成している実績を有すること（設計共同企業体としての実績の場合、代表構成員としての履行実績であること）。

- サ 以下の配置予定技術者に関する要件を満たすこと。

(ア) 管理技術者、意匠担当技術者、構造担当技術者、機械設備担当技術者、電気設備担当技術者及びランドスケープ担当技術者を各 1 名配置すること。このうち、担当技術者は、管理技術者の下で、各分野の業務を総括する者をいう。また、管理技術者及び担当技術者はそれぞれ兼ねることはできない。なお、管理技術者及び意匠担当技術者は、参加者（設計共同企業体の場合は代表構成員）に所属する者を配置すること。ただし、構造担当技術者、機械設備担当技術者、電気設備担当技術者及びランドスケープ担当技術者は、協力事務所に所属する者を配置することができる。

- (イ) 管理技術者及び意匠担当技術者は、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士であること。また、直接的かつ恒常的な雇用関係にある管理技術者を当該業務に配置することが可能な事務所であること。
- (ウ) 構造担当技術者は、建築士法第10条の3第4項に規定する構造設計一級建築士又は建築士法第2条第2項に規定する一級建築士であること。
- (エ) 機械設備担当技術者及び電気設備担当技術者は、それぞれ建築士法第10条の3第4項に規定する設備設計一級建築士又は建築士法施行規則第17条の18に規定する建築設備士であること。
- (オ) ランドスケープ担当技術者は、技術士法第2条に規定する技術士（総合技術監理部門【都市及び地方計画】又は建設部門【都市及び地方計画】）、一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会が認定する登録ランドスケープアーキテクト又は一般社団法人建設コンサルタンツ協会が認定するRCCM（造園）であること。



※ 技術士（総合技術監理部門【都市及び地方計画】、
 建設部門【都市及び地方計画】）、
 登録ランドスケープアーキテクト、RCCM（造園）のいずれか

管理技術者及び担当技術者配置のイメージ図

② 設計共同企業体による参加の場合

意匠分野を代表構成員とすること。

すべての構成員が3(3)① ア～クの参加資格を有し、代表構成員が3(3)① ケ、コの参加資格を有するとともに、構成員又は協力事務所に所属する技術者により3(3)① サの配置予定技術者の要件を満たしていなければ、本プロポーザルに参加することができない。

一次審査提案書類の提出を行うまでに、代表構成員が上記ア～コの参加資格に該当しなくなった場合は、当該設計共同企業体の参加資格を取り消すものとする。ただし、参加表明書等提出から一次審査提案書類の提出までに、代表構成員以外の構成員が上記ア～ク※の参加資格に該当しなくなった場合において、市がやむを得ないと認めるときは、必要な資格を満たしていることを確認したうえで、構成員の変更を承認することがある。この申請を行う場合は、事前に市と協議を行わなければならない。なお、一次審査提案書類の提出以降は、原則として構成員を変更することができない。

4 募集及び選定スケジュール ※今後、変更となる可能性がある

区分	項目	日程
	公示	令和8年 8月 18日(火)
	現地見学	8月 25日(火) 予定
一次審査	参加表明に係る質問受付	8月 18日(火) から 8月 28日(金) 17:00 まで
	参加表明に係る質問回答	9月 4日(金) 予定
	参加表明書等の提出	9月 7日(月) から 9月 16日(水) 17:00 まで
	一次審査に係る質問受付	8月 18日(火) から 9月 4日(金) 17:00 まで
	一次審査に係る質問回答	9月 11日(金) 予定
	一次審査提案書等の提出	10月 5日(月) から 10月 13日(火) 17:00 まで
	一次審査	11月 8日(日) 予定
	審査結果通知	11月 11日(水) 頃
二次審査	二次審査に係る質問受付	11月 12日(木) から 11月 20日(金) 17:00 まで
	二次審査に係る質問回答	11月 30日(月) 予定
	二次審査提案書等の提出	令和8年 12月 21日(月) から 令和9年 1月 4日(月) 17:00 まで
	二次審査 (公開プレゼンテーション・質疑応答)	令和9年 1月 23日(土) 予定
	審査結果通知	1月末頃

5 審査の概要

(1) 評価委員会

本プロポーザルに係る評価委員会として、アジア美術館施設拡充に係る基本設計提案評価委員会を設置する。

委員長及び委員は次のとおり。

	所属及び役職	氏名
委員長	早稲田大学荣誉フェロー 日本建築士会連合会 会長 有限会社 NASCA（ナスカ）一級建築士事務所	古谷 誠章
委員	株式会社 大央 代表取締役社長 株式会社スピングラス・アーキテクト 代表取締役	松岡 恭子
委員	福岡大学工学部社会デザイン工学科 教授	柴田 久
委員	北九州市立美術館 館長	後小路 雅弘
委員	ナショナル・ギャラリー・シンガポール キュレトリアル&コレクションズディレクター	堀川 理沙
委員	住宅都市みどり局みどり推進部長	宮本 信太郎
委員	経済観光文化局アジア美術館館長	岩永 悦子

(2) 審査の流れ

参加資格要件の確認の後、一次審査、二次審査を行う。

① 参加資格要件の確認

参加資格要件は、事務局が確認する。確認は非公開とする。

参加資格要件の確認の結果については、参加者全員に通知する。

② 一次審査

一次審査では、評価基準書による評価委員会での評価に基づき、5者程度を選出する。審査は非公開とする。

ア 提案テーマ

魅力向上の基本的な方針や基本計画を踏まえ、以下の提案テーマについて記述すること。

【提案テーマ①】 美術館の設計方針（30点）

- ・アジア美術館の今後の活動の中心となる拡充先に導入する主な機能を踏まえた施設配置、展示空間、来館者動線、車両動線の考え方や環境への配慮の考え方、並びに美術館運営、多様な来館動機の創出及び周辺からの回遊促進を見据えた設計の考え方を提案すること。

【提案テーマ②】 まちの顔となる高い意匠性（20点）

- ・高い意匠性を有する施設や象徴的なエントランスの設計の考え方及び地上から地下空間へ多くの人を誘引し、滞在させる空間構成や仕掛けの考え方、さらにまちの顔としてふさわしい、ランドスケープ・都市景観の形成の考え方を提案すること。

【提案テーマ③】 公園の魅力・価値の向上や美術館との一体化・相乗効果（20点）

- ・動線、まとまった広場、見通し、緑地の確保に関する考え方や、天神の中心に位置する公園として、都心部における貴重なオープンスペースや緑地といった魅力・価値を更に高める考え方、及び美術館と公園が一体となり、相乗効果を高める考え方について提案すること。

【提案テーマ④】 ユニバーサルデザイン、人と作品を守る高い防災性（10点）

- ・ユニバーサルデザインや、地下空間の特性を踏まえた浸水対策をはじめとする防災上の設計の考え方について提案すること。

【提案テーマ⑤】 実績・実施体制（20点）

- ・美術館・博物館の設計実績や公共施設の設計実績、地場企業の関与について記載すること。

イ 提案テーマ⑤について

提案テーマ⑤については、参加表明時に実績・実施体制確認書（様式4）により提出すること。提出された内容を基に事務局が事前に確認する。

ウ 審査結果の通知

一次審査の結果については、後日、参加者全員に通知する。また、一次審査終了後、参加者数、二次審査参加者の企業名（設計共同企業体の場合は設計共同企業体名及びすべての構成員名を含む。）を事務局のホームページにて公表する。なお、審査結果についての質問及び異議申し立ては一切受け付けない。

エ 二次審査の詳細等

二次審査参加者には、二次審査の詳細を別途通知する。

③ 二次審査

二次審査では、提案内容に関する公開プレゼンテーションを実施し、評価基準書による評価委員会での評価に基づき、最も適した設計者を選定する。評価および審議は非公開とする。なお、一次審査の評価点とは合算しないものとする。

ア 提案テーマ

魅力向上の基本的な方針や基本計画を踏まえ、以下の提案テーマについて記述すること。

【提案テーマ①】 アジア美術と出会い、楽しみ、学ぶ拠点づくり（30点）

- ・天神の中心に位置する警固公園地下へアジア美術館の活動の中心として展開することで、子どもから大人まで、より多くの市民や国内外の観光客が気軽に訪れ、アジア美術と出会い、楽しむ場となる美術館

【提案テーマ②】 まちをつなぎ、人をつなぐ福岡の新たな顔の創出（30点）

- ・公園と連携、一体化しながら、誰もが憩える魅力的な文化的空間を創出し、福岡の新たな顔としてふさわしい象徴性と意匠性を備えるとともに、多様な人々を地下空間へ誘引して、美術館と公園、まちをつなぎ、都心部のにぎわいと回遊性の向上に寄与する施設の実現

【提案テーマ③】 提案の実現性、持続可能性（20点）

- ・既存構造物の再利用を踏まえた構造計画及び空調・照明・音響等の設備計画と併せ、施工性・実現性を見据えた施設整備
- ・環境への配慮及び防災性の観点を備え、施設の管理運営までを見据えた施設整備
- ・ライフサイクルコストの抑制と品質確保を両立し、また、それを実現するための工夫や仕組み

【提案テーマ④】 事業推進への意欲や地域との協働（20点）

- ・本業務に対する高い意欲と推進力を発揮するとともに、地元企業との協働や地域資源の活用等を通じて、地域の活性化や持続的な発展に貢献する施設整備の実現

イ 公開プレゼンテーション

以下のとおり公開プレゼンテーションを行う。

(ア) 実施日

令和9年1月23日（土）（予定）

(イ) その他

- ・公開プレゼンテーションでは、二次審査提案書等について、二次審査参加者による説明、評価委員との質疑応答を公開で行う（以下「プレゼンテーション等」という。）。
- ・プレゼンテーション等の際、二次審査提案書の内容に基づきプレゼンテーション資料を作成することは認める。ただし、二次審査提案書に記載のない新たな提案や提案内容を大きく変更する資料並びに模型、動画等の使用は認めない。
- ・プレゼンテーション等は、プレゼンテーションソフトを使用して行うものとする。なお、プロジェクター及びスクリーンは事務局にて準備する。
- ・プレゼンテーション等の日時、会場、留意事項等は、二次審査参加者へ別途通知する。

ウ 最も適した設計者の選定方法

最も得点が高い者を最も適した設計者として選定し、契約候補者として契約に向けた協議を行う。また、最も得点が高い者が契約に至らなかった場合の契約候補者として、得点が次に高い者を次点者として選定する。

エ 審査結果の通知

二次審査の結果については、後日、二次審査参加者全員に通知する。また、二次審査終了後、最も適した設計者及び次点者の企業名（設計共同企業体の場合は設計共同企業体名及びすべての構成員名を含む。）、提案内容、審査講評を事務局のホームページにて公表する。なお、審査結果についての質問及び異議申し立ては一切受け付けない。

（３）委員等への接触・要求について

- ① 本プロポーザルに関して、評価委員及び事務局関係者に直接、間接を問わず不正な接触又は要求（本プロポーザル説明書に定める手続きは除く。）を禁止する。
- ② 審査の公平性に影響を与える行為があったと評価委員会が認めた場合、その参加者は失格となることがある。

6 手続き等について

（１）現地見学

以下のとおり旧警固公園地下駐車場の現地見学を実施する。

① 実施日時

- ・実施日：令和８年８月２５日（火） １４～１６時（予定）
- ・現地見学参加者：各社２名以内

② 留意事項

- ・参加を希望する者は、現地見学参加申込書（様式１）に必要事項を記入し、令和８年８月２１日（金） １７：００までに、電子メールにより事務局に提出すること。
- ・詳細については、参加申し込みのあった担当者宛に電子メールにて通知する。
- ・現地見学の参加者は、参加表明書の提出を予定している者に限る。
- ・現地見学は、事務局の案内により行う。必ず事務局の指示に従うこと。
- ・当日の質問は受け付けない。質問がある場合は、「９ 質問の受付及び回答」に記載の方法で受付し、後日回答する。
- ・申込み多数の場合は時間調整を行う可能性がある。
- ・駐車場設備等の撤去工事のため、ヘルメットを持参すること。
- ・現地見学への参加は本プロポーザルの参加条件としない。

（２）参加表明書等の提出について

① 提出方法

事務局へ郵送または窓口を持参するとともに、電子メールでも送付すること。

② 提出期間

令和８年９月７日（月）～令和８年９月１６日（水） １７：００まで

③ 提出方法

ア 郵送

書留郵便にて提出期間内必着（費用は参加者負担）

イ 窓口

持参（持参の場合は事前連絡が必要）

ウ 電子メール

電子メールにて送付後に、必ず事務局へ電話連絡をすること。

（３）提出書類

以下の①、②を各１部提出すること。

① 参加表明書等

ア 参加表明書兼誓約書（様式２）

イ 参加資格要件書（様式３）

ウ 実績・実施体制確認書（様式４）

エ 参加者及び協力事務所の概要（様式５）

オ 配置予定技術者の概要（様式６）

② 参加資格確認書類

ア 単体の企業による参加の場合

次の各号に掲げる書類について、提出日前３か月以内に発行された原本を提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内に本プロポーザルの公示日又はプロポーザル参加表明書提出期限日が含まれている者にあつては、(ア)～(ク)の提出を免除する。

(ア) 登記事項証明書（法人の場合）

法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

(イ) 身分証明書及び登記されていないことの証明書（個人の場合）

- ・ 本籍地の市区町村発行の身分証明書（市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。）を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。
- ・ 法務局又は地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。
- ・ 身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。

(ウ) 福岡市税を滞納していないことの証明書

福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

(エ) 消費税及び地方消費税納税証明書

- ・ 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。
- ・ 証明書の種類は「納税証明書（その３）」を選択すること（「その３の２」「その３の３」でも可）。

(オ) 委任状（様式7）

本プロポーザルに係る市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式7により委任状を作成して提出すること。

(カ) 誓約書（様式8）

様式8に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

(キ) 役員名簿（様式9）

- ・ 様式9に、代表者及び役員（(オ)の委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日を記入すること。
- ・ この情報は、市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することを使用する。
- ・ 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

(ク) 直近の決算2年分の財務諸表の写し

- ・ 法人の場合は、直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。
- ・ 個人の場合は、個人用財務諸表（様式10）をもとに作成のうえ提出すること。

イ 設計共同企業体による参加の場合

すべての構成員が、6（3）② ア（ア）～（ク）の書類を提出すること。ただし、発行が必要な書類については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内に本プロポーザルの公示日又はプロポーザル参加申請期限日が含まれている者にあつては、（ア）～（ク）の提出を免除する。

また、上記に加えて設計共同企業体協定書（様式11）の写しを提出すること。

7 一次審査提案書等の提出について

（1）提出方法

① 提出期間

令和8年10月5日（月）～10月13日（火）17:00まで

② 提出方法

事務局へ郵送または窓口に持参するとともに、電子メールでも送付すること。

ア 郵送

書留郵便にて提出期間内必着（費用は参加者負担）

イ 窓口

持参（持参の場合は事前連絡が必要）

ウ 電子メール

電子メールにて送付後に、必ず事務局へ電話連絡をすること。

(2) 提出書類

以下の提案書類を提出すること。

① 一次審査提案提出書（様式 12）

原本 1 部を提出すること。

② 一次審査提案書（様式 13）（A3・1 枚以内）

原本 1 部は一次審査提案提出書（様式 12）とステープラーで綴じて提出すること。副本（様式 13 のみ）は 14 部提出し、記名及び押印をしないこと。

8 二次審査提案書等の提出について

(1) 提出方法

① 提出期間

令和 8 年 12 月 21 日（月）～令和 9 年 1 月 4 日（月）17:00 まで

② 提出方法

事務局へ郵送または窓口に持参するとともに、電子メールでも送付すること。

ア 郵送

書留郵便にて提出期間内必着（費用は参加者負担）

イ 窓口

持参（持参の場合は事前連絡が必要）

ウ 電子メール

電子メールにて送付後に、必ず事務局へ電話連絡をすること。

(2) 提出書類

以下の①～③を提出すること。

① 二次審査提案提出書（様式 14）

原本 1 部を提出すること。

② 二次審査提案書（様式 15）（A3・3 枚以内）

原本 1 部は二次審査提案提出書（様式 14）とステープラーで綴じて提出すること。副本（様式 15 のみ）は 14 部提出し、記名及び押印をしないこと。

③ 見積書（様式 16）

原本 1 部を提出すること。

9 質問の受付及び回答

(1) 提出方法

質問がある場合は、質問書（様式 17）をそれぞれの受付期間内に事務局へ電子メールで提出すること。電子メールにて送付後に、必ず事務局へ電話連絡をすること。回答については、事務局のホームページにて公表する。なお、本プロポーザルに関連のない意見等については回答しない場合がある。

(2) 参加表明に係る質問回答

- ① 質問受付期間 令和8年8月18日(火)から8月28日(金)17:00まで
- ② 質問対象 参加表明に関すること
- ③ 回答予定日 令和8年9月4日(金)(予定)

(3) 一次審査に係る質問回答

- ① 質問受付期間 令和8年8月18日(火)から9月4日(金)17:00まで
- ② 質問対象 一次審査に関すること
- ③ 回答予定日 令和8年9月11日(金)(予定)

(4) 二次審査に係る質問回答

- ① 質問受付期間 令和8年11月12日(木)から11月20日(金)17:00まで
- ② 質問対象 二次審査(提案及びプレゼンテーション等)に関すること
- ③ 回答予定日 令和8年11月30日(月)(予定)

10 委託契約

(1) 契約について

- ① 市は、契約候補者と本業務の委託契約を締結する。
- ② 契約に際し、仕様書(案)(別紙2)を基に、双方協議のうえ最終仕様を決定する。
- ③ 設計者の評価から契約締結までの間に、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けた場合又は会社更生法による更正手続開始又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされた等、経営状況が著しく不健全であると認められる場合は、市は契約を行わないことができる。
- ④ 提案書類等に記載した管理技術者、意匠担当技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、市に申し出ること。
- ⑤ 配置を予定している各担当技術者及び協力事務所については、原則として提案書類等に記載した体制で業務を実施すること。ただし、やむを得ない事情がある場合は、市に申し出ること。
- ⑥ 一次審査の提案テーマ⑤「実績・実施体制」で地場企業(「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」(種別:委託)の申請区分業種「建築設計」、「設備設計」又は「土木設計」に登載されている者であり、福岡市内に本店がある企業)の関与を提案した場合は、原則として当該地場企業を含む体制で業務を実施すること。ただし、やむを得ない事情がある場合は、市に申し出ること。
- ⑦ 契約候補者は、見積書(様式16)にて提示した見積金額を踏まえて、契約に向けた協議を行うものとする。
- ⑧ 令和9年度以降に予定する実施設計以降への関わり方については、実施設計業務や設計監修業務等を含め、今後協議の上、決定する。

11 その他の留意事項

- (1) 参加表明書等、提案書類等の提出後に参加を辞退する場合には、辞退届（様式18）を提出すること。
- (2) 本プロポーザルへの参加検討及び提案書等の作成のために提供する参考資料のうち、参考資料6～12は、提供を希望する者のみに提供する。提供を希望する者は、資料提供依頼書（様式19）に必要事項を記入し、令和8年12月25日（金）17:00までに、電子メールにより事務局に提出すること。電子メールにて送付後に、必ず事務局へ電話連絡をすること。
- (3) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) やむを得ない事情で日程等の変更がある場合には、事務局のホームページにて公表する。
- (5) 参加表明書等及び各提案書類等（以下「提案書類等」という。）に虚偽の記載をした場合には、提案書類等を無効とする。また、提出された提案書類等に何らかの不備がある場合は無効とする場合がある。
- (6) 提案書類等の取扱いについては以下のとおりとする。
 - ・提出された提案書類等は返却しない。
 - ・提案書類等の著作権は、参加者に帰属する。ただし、参加者の承諾があれば、市は無償で使用できるものとする。特に、二次審査参加者の提案書類等及び提案内容は、公開プレゼンテーションにおいて公表されるため、公表に承諾したものとする。
 - ・提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合は、その使用に関する一切の責任を参加者が負担するものとする。
- (7) 提出期間以降における提案書類等の差し替えや再提出は認めない。
- (8) 提案書類等に提示した提案テーマに対する提案については、市と協議の上、設計に反映させるものとする。
- (9) 提案書類等の作成のために市より受領した資料は、市の了解なく公表、使用してはならない。
- (10) 提案書類等の作成費、旅費、その他本プロポーザルの参加に関して要した経費は、参加者の負担とする。ただし、二次審査参加者に対しては、経費の実費の一部相当として1者あたり50万円（予定）を支払う。